

# 知財法務の勘所Q & A（第108回）

## 公序良俗に反する発明

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
弁理士 川崎 洋祐

**Q1** 特許法32条（特許を受けることができない発明）に基づく拒絶理由を受けました。特許法32条とは、どのような規定ですか？

**A1** 特許法32条の条文は次のとおりです。  
第32条（特許を受けることができない発明）

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

つまり、たとえ特許法29条1項柱書の「産業上利用することができる発明」に該当し、新規性（29条1項各号）、進歩性（29条2項）などの特許要件を満たしていても、本条に該当する発明については特許を受けることができません。本条は、公益的見地から特許付与を否定する規定であり、いわゆる「公序良俗違反発明」を排除する役割を担います（特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」）

条文上「第29条の規定にかかわらず」と規定されていることは、29条の各特許要件（産業上利用可能性、新規性、進歩性）の判断とは独立に、32条該当性が判断されることを示しています。すなわち、29条要件を満たす発明であっても本条に該当すれば特許を受けることができないという建付けです。なお、平成6年改正前は本条に「原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明」も列挙されていましたが、同改正により削除され、現在は「公の秩序」「善良の風俗」「公衆の衛生」の3類型のみとなっています。

**Q2** なぜこのような規定が設けられているのですか？

**A2** 特許制度は、発明の保護と利用を図ることによって発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としています（特許法1条）。しかし、いかに技術的に優れた発明であっても、その実施が社会の道德・倫理に反したり、公衆の衛生を害したりするものであれば、国家がこれに独占権を付与して保護することは適切ではありません（特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」）。

特許権の付与は、当該発明を排他的権利として保護の対象に置くことを意味します。そこで、